

災害と税

野田 三男*

要約

災害税制が旧態依然。古い税の災害減免法の見直し、特に災害時における消費税法の減免措置がとられていない。大規模災害の場合は一世帯当たりの義援金が少なく、家屋全壊の被災者は、援助金が生活援助給付金 300 万円での復興は難しい。国家の財政負担が少ないのは、明らかに「被災者に対し補償の義務を怠っている」。ならば、被災者からの税金免除・軽減を不公平のないように、時代に合った中身にして欲しい。

近畿税理士会へ「税制に関する要望書」を提出するが、なかなか取上げてもらえない。社会の複雑、価値観の変化、現実の処理すべく問題が多く山積し、政治家に対する訴えは優先順位で後回しになる。しかし「災害は忘れた頃にやってくる」のたとえの如く、常に災害に対し備えが必要である。

また「災害と税」に関し、同じ考えを持つ仲間がいない。1 人ではなかなか世の中に伝えられない。どうか私の意見に賛同される人々との共同研鑽を願っています。

キーワード：「災害と税」

1 はじめに

自然災害の被災者救済はどのようにあるべきか、災害復興研究の重要なテーマである。私は阪神淡路大震災の家屋全壊の被災者であり、その救援活動をつぶさに見聞し、また税理士としての立場から「災害と税」に関し、現行制度の問題点・改善点を提唱してきた。

阪神淡路大震災直後では、被災税理士も多数いたことから、国・地方公共団体に対し近畿税理士会が「災害時における税のあり方」についての提言活動を広く行なってきたが、早や 14 年経過の今となっては、誰も見向きをしない。しかしなが

ら自然災害は時・場所を問わず発生している。それにも拘わらず被災者に対する国の復興支援の現状をみれば、いまだに未熟な制度であると思う。

局地的な災害は、国民善意の義援金又は地方団体の生活援助給付金により復興は随分と助けられる。しかし阪神淡路大震災の大規模災害では、義援金は被災者 1 世帯当たり 40 万円、さらに国の生活支援金に関しては「住宅再建に公的資金は使えない」と言い出す始末であり復興は困難を極めた。

平成 19 年度の被災者生活再建支援法の改正で、最大 300 万円までの住宅再建への充当が認められたのは朗報であるが、それでも生活の根拠となる住宅再建は困難を極めるだろう。被災者が

*税理士

社会の弱者とならないように、憲法で保障される「生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務」、「財産権は、これを侵してはならない」を遂行して欲しい。

一方憲法では「国民に納税の義務を負わせている」、被災者に対する税の免除・軽減が今の時代に合っているのか、特に大規模災害に対する税制は役立っているのか、検証に値する。被災者生活再建支援法による国の援助金の拡大も重要であるが、被災者が負担する税金の免除・軽減のあり方も忘れてはならない。被災者の生活救援は（援助金の収入－税金の負担＝実質的な救済金）の計算になり、被災者への税金負担は少なくしなければならない。所得税・消費税などの被災者に対する税負担は妥当なのか、私見を申し上げたい。

2 現行の被災者救援税制

税制の仕組みを説明する方法としては、できるだけ理解し易くする為、抽象的な説明文によらず、実情に合った計算数値を採用した。また被災者全員の救援税制すべてを説明できないので、大規模災害が生じた場合に想定される、大多数を占める一般サラリーマンをモデルケースとして説明する。

(A) 所得税

確定申告時で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減税法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部又は一部を軽減することができる。しかしながら②「災害減税法」は地方住民税の減免まで考慮すると、有利にならないので省略する。後述で「災害減税法」の改正点で説明する。

一般サラリーマンをモデルケースとし、給与年間収入800万円、給与所得控除後の所得600万円、夫婦子供2人、社会保険料控除88万円の場合を想定する。

モデルケース〔表1〕被災なしの場合は67万円の税負担が、損害額200万円で税負担36万円、損害額420万円で税負担0円となる。損害額1000万円の場合、課税所得マイナス340万円で雑損失の繰越控除となり、翌年の課税所得から控除される。

(B) 地方税

ア) 地方住民税

①人的被害を受けた場合における減免の基準

「住民」であることについて負担を求めるとい個人住民税の性格から、死亡した場合等人的被害を受けた場合についても減免措置を講じている〔表2〕。

②住宅・家財について被害を受けた場合にお

表1

	金額単位：万円（万円未満切捨て）			
	被災なし	被災あり損害額 200万円	被災あり損害額 420万円	被災あり損害額 1000万円
所得	600	600	600	600
雑損控除		140	360	940
社会保険料	88	88	88	
扶養基礎控除	152	152	152	
所得控除計	240	380	600	940
課税所得	360	220	0	-340
所得税額	29	12	0	
地方住民税	38	24	0	
税額計	67	36	0	0

（注意）雑損控除は（損害額－所得金額の10%）、損害額1000万円又は2000万円は雑損控除にて課税所得マイナス、税金は0となる。

ける減免の基準

損害額が住宅や家財の価額の30%以上であり、所得により免除・軽減が異なる〔表3〕。

イ) 不動産取得税の免除

再建住宅取得の従前床面積に相当する課税価格の免除。

ウ) 固定資産税・都市計画税の免除

被災住宅地の課税標準の特例、再建住宅取得の軽減。

滅失・損壊した家屋の敷地に供されていた土地の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置を受けていた場合の課税の特例の継続。滅失・損壊した家屋の所有者が、滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得した場合、最初の3年間の固定資産税額の2分の1を減額。

エ) 事業所税の減免

損壊休止事業所の床面積相当の免税。

(C) その他の税目

法人税・相続税・登録免許税・収入印紙税などあるが省略する。

3 繰越控除金額の所得控除拡大による税負担軽減

被災者が住宅全壊損失の場合、損害額が1000～2000万円の高額となり、当年の雑損所得控除では控除できなく翌年の繰越控除となる。モデルケースで1400万円の損害の場合をみると、以下〔表4〕の通りである。

現法律の雑損控除は、所得金額から控除する優先順位1番になっている。雑損控除が所得金額を超える場合は、その他の所得控除（社会保険料及び扶養基礎控除など）が打ち切りとなる。被災年

表2

理由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全額免除
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全額免除
障害者となった場合	10分の9の軽減

表3

その年の所得金額	損害の程度	損害の程度
	50%以上	30%以上～50未満
500万円以下	全額免除	2分の1の軽減
500万円超～750万円以下	2分の1の軽減	4分の1の軽減
750万円超～1,000万円以下	4分の1の軽減	8分の1の軽減

表4

金額単位=万円

	被災年 損害額 1400万円	翌年繰越	翌々年繰越	翌々々年繰越
所得	600	600	600	600
雑損控除	1340	740 (繰越)	140 (繰越)	
社会保険料			88	88
扶養基礎控除			152	152
所得控除計	1340	740	380	240
課税所得	(繰越) -740	(繰越) -140	220	360
所得税額			12	29
地方住民税			24	38
税額計	0	0	20	67

度で繰越雑損控除は740万円となる。

被災者以外の所得控除（社会保険料及び扶養基礎控除など）と比較すると大幅な差異が生ずる。モデルケースの所得控除は毎年240万円あり2年間で480万円課税所得の控除が少なくなっている。被災者以外の所得控除（社会保険料及び扶養基礎控除など）に対し不利になるのは理解できない。所得控除の内訳は、健康保険・年金保険・介護保険など社会保険料の実際に支払う流出金である。さらに人的控除は配偶者控除・扶養控除・基礎控除であり子供の養育費・生活の基盤となる経費の支出である。被災弱者に税制上の負担を強いることになる。以下の〔表5〕は繰越対象とした場合の計算である。

4年間の税額の負担は所得控除を繰越する場合は17万円、所得控除が繰越できない場合は87万円〔表4〕と70万円の差額となる。

また問題となるのは、雑損控除の足切り（雑損控除額＝被災損害額－所得金額の10%）が大きい。被害額の少額を排除するのであれば、医療費控除なみの10万円程度の足切り。モデルケースでは、600万円所得の60万円の足切りは大きすぎる。

4 繰戻し控除の税金還付

繰越控除の適用は被災後の翌年以降に課税所得がある場合は、その適用を受けることができるが、翌年に退職し所得がない人には控除適用の恩

典が受けられない。阪神淡路大震災では、災害により失業者が大きく増えた。不況期と重なり、自営業者の所得が大幅に減少、生活困窮者が続出、当面の資金繰りがつがなくなった。被災後の収入減による所得税が課税最低限以下となり、繰越控除の特例を放棄する者も少なくなかった。

その意味でも繰戻し控除の税金還付は被災者には喜ばれる。被災後の税金の繰越しよりは、過去に納付した税金を還付した方が、被災者の生活救済資金として価値がある。

- ①現行の税法での所得控除（社会保険料及び扶養基礎控除など）が繰越できない場合で計算する。その結果は以下の〔表6〕のとおりである。
- ②所得控除（社会保険料及び扶養基礎控除など）が繰越できる場合で計算する。その結果は以下の〔表7〕のとおりである。

5 消費税の減免

現行の災害減免法においては、消費税の減免措置は見当たらない。災害減免法の趣旨からすると被災者の損害回復を妨げる税は免除するのが自然である。他の所得税の減免、地方税の固定資産税・不動産取得税の減免措置と比べ、特異な存在である。

税法全般の考えでも、人的・物的災害の補償、復旧過程に係る税を免除するのが通常であり、被災復旧の促進になるからである。

表5

金額単位＝万円

	被災年損害額 1400万円	翌年繰越	翌々年繰越	翌翌々年
所得	600	600	600	600
雑損控除	1340	980（繰越）	620（繰越）	260（繰越）
社会保険料	88	88	88	88
扶養基礎控除	152	152	152	152
所得控除計	1580	1220	860	500
課税所得	（繰越）-980	（繰越）-620	（繰越）-260	（繰越）100
所得税額				5
地方税				12
税額計	0	0	0	17

表 6

金額単位 = 万円

	被災年損害額 1400 万円	前年繰戻し	前々年繰戻し	前々々年
所得	600	600	600	600
雑損控除	1340	740 (繰戻し)	140 (繰戻し)	
社会保険料			88	88
扶養基礎控除			152	152
所得控除計	1340	740	380	240
課税所得	(繰戻し) -740	(繰戻し) -140	220	360
所得税額			12	29
地方住民税			24	38
税額計	0	0	20	67
過去年度における納付税額	0	67	67	67
還付税額	0	67	47	0

前年・前々年繰戻し還付合計 114 万円

表 7

金額単位 = 万円

	被災年損害額 1400 万円	前年繰戻し	前々年繰戻し	前々々年
所得	600	600	600	600
雑損控除	1340	980 (繰越)	620 (繰越)	260 (繰越)
社会保険料	88	88	88	88
扶養基礎控除	152	152	152	152
所得控除計	1580	1220	860	500
課税所得	(繰戻し) -980	(繰戻し) -620	(繰戻し) -260	100
所得税額				5
地方住民税				12
税額計	0	0	0	17
過去年度における納付税額	0	67	67	67
還付税額	0	67	67	50

前 3 年繰戻し還付合計 184 万円

(A) 余りにも高い消費税

生活復興の基本は、住宅の再建である。2000 万円の再建に 100 万円の消費税、その他家財道具調達などにかかる消費税、生活復興の二重ローンの借入金がその分増える。今後の消費税率アップなどを考えると、その負担は、復興の妨げ要因となるだろう。

(B) 潤う復旧関連業者

経済の原則として、被災者の住宅再建の出費は、他の者の収入となる。諺に「捨てる神があれば、拾う神がある」とは、神様は被災者を捨て、

住宅復旧関連事業者を潤おすことになるのか、諺の意味を履き違えている。さらに「潤うおこぼれを」国・地方団体が住宅復旧関連事業者からの経済活性の業績向上により、法人税・所得税の増収に気づかる。その上に消費税の増収とは、社会正義に反する。

私なりに試算すると、阪神・淡路大震災での被災家屋 40 万戸の再建による経済効果は、40 万戸 × 3000 万円 (家屋・家財・車等の平均) = 12 兆円の経済乗数効果 1.5 倍の 18 兆円経済効果があると想定。国・地方税の増額は 18 兆円の 30% の限界利益の増加、実効税率 40% で約 2.2 兆円、

消費税の増額は18兆円の5%で0.9兆円税収の合計約3.1兆円。いわゆる阪神・淡路大震災の復旧工事により、国家・関連産業が潤ったことになる。

この復旧工事の資金提供は被災者の個人である。その大半が借金であるならば更にその金融機関の貸し出しに伴う、利息収入増大の経済効果があったことになる。

(C) 住宅家賃の非課税との関係

社会的政策として住宅家賃の消費税は非課税である。住宅取得の消費税課税との不均衡がしばしば問題となる。課税根拠の境目はいかなる理由であるか、釈然としないところがある。百歩譲って、住宅取得に課税するとしても、被災者の再建住宅にまで課税するのは疑問である。

海外に目を向けると、新築住宅取得に係る消費税は英国の0%課税、欧米先進国の軽減税率などがある。我が国と事情は異なっているとしても、災害被災者の住宅再建まで消費税を課するのは考える余地がある。現消費税法が成立する前の、廃案となった1989年試案の売上税法に住宅取得は非課税となっていた。

平成8年6月19日被災地である芦屋市議会では、震災で被害を受けた建物の補修や建て替えの際、消費税を免除をするよう国に要望する意見書を採択した（「住宅再建に100万円の消費税は、被災者世帯当たり40万円の義援金が軽く飛んでしまう」と指摘）。

(D) 被災者の住宅再建者が、消費税の減免を求め裁判へ

被災者住宅再建者（以下「原告」という）に係る消費税の不当性を求め司法の判断を求める事が出来ないか、検討する。

税務争訟制度は不服申立て前置主義が取られている。以下（ア）の不服の申立て裁判につき不服がある場合に（イ）の司法救済手続き（行政事件訴訟法）による出訴が出来る。

ア) 税の不服申立て

国税に関する不服申立て制度は、「異議申立

て」と「審査請求」の制度があり、国税通則法において規定される。国税の場合は、税務署長・国税局長などに対して、「異議申立て」をし、国税不服裁判長に対して「審査請求」をする。

イ) 司法救済手続き（行政事件訴訟法）

審査請求に対する「裁決」について、なお不服がある場合、裁判所に対し行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の取消を求めて訴訟をすることができる。国税に関する訴訟には、取消訴訟・無効等確認訴訟・国家賠償請求訴訟などがある。

ウ) 消費税は不服申立て先の課税処分官庁が見当たらない。

消費税の課税の仕組みから行くと、原告は税の実質負担をさせられているに拘わらず、流通段階における、課税事業者になり得ない。課税処分庁が不存在となる原告である消費者は消費税に関し不服の申立ての道が閉ざされている。

原告が不当な課税であるとして、住宅購入事業者の納税地を管轄する税務署に不服の申立てをしても取扱ってもらえない¹⁾。

エ) 不服申立て前置が出来ないので、行政事件訴訟法にもとづき「消費税課税処分」取消を求め出訴できるか、訴訟要件の適否につき検討する。

i) 取消訴訟の対象としての処分性

消費税法の定めにより、国家ないし国税庁が国内販売の消費、サービスにともなう付加価値に課する税である。原告は消費税の納税義務者ではないが実質最終負担者として納税した。直接的な納税義務者ではないので、「公権力の行使にあたる行為」又は賦課処分があったのか判断の分かれ目となる。

ii) 原告適格

当該処分又は裁決の取消を求めるにつき法律上の利益を有するものに限る。またはこれらに類する一定の利害関係者と定められている。

iii) 被告適格

取消訴訟上からは、処分効果の帰属する権利主体たる国というより、処分行政庁たる国税庁とすべきである。

オ) 現状の司法の判断は、「消費税法は納付すべき消費税額の確定の手續について、申告納税方

式によるものとしている（消費税法第4章、国税通則法16条）。申告納税方式においては、納付すべき税額は、納税者の申告があれば、特に税務署長において更正をする場合を除き、申告によって確定し、納税者は、申告に係る税額を納付する義務を負担する。〔中略〕したがって、税務署長の更正処分（国税通則法24条）又は決定処分（同法25条）等がなされない限り、申告納税方式においては税務署長の課税処分は存在しない。よって本件の訴えは、法律上存在しない処分の取消を求めるものと考えざるを得ず、不適法である」と却下される。

カ) 判断の根底は①消費税法は、国内の消費行為の付加価値に課税の根拠を置く。②付加価値に課する手段としての、流通段階における、課税事業者から、その付加価値計算を通じて納税義務を課している。③公権力の行使は、流通段階における課税事業者が、正当に納税義務を履行しているか、監視しているに過ぎない。④課税事業者を管轄する税務官署は、納税者からの申告納税に誤りがあった場合には、税務調査などで、適正な申告の勧奨をする。⑤税務官署の勧奨に従わない場合には、はじめて更正の賦課徴収を決定する。

キ) 原告と消費税の関係は、消費税法の条文からして関係ない。

いわゆる消費税の実質負担者である原告は、財・サービスの提供を受ける対価であり、間接には税の負担はあるが、物の値段と認識しなければならない。5年前のスーパーなどの流通業者に義務つけた、価格表示の1本化（本体価格と税価格の2本立て表示の廃止）はその意味で行なわれた。

ク) 国家財政の税収を消費税として課しているのは、国民に広く薄く求めているのであり、応能負担としての直接税（法人税・所得税・相続税など）とは異なり、国民の合意と共に歩んできている。諸外国においても広く認められている。

ケ) 原告の住宅再建の消費税を免税するとして、免税・軽減の事務処理、及びそれぞれ異なる住宅再建にいかん公平に行なうか、不明である。事務処理としては、事業者の帳簿課税方式で消

費税を転嫁するわが国では、住宅メーカーなどが税の転嫁が出来ない問題。被災家屋には使用年数の差異があり、被災時の損害価値が異なる。再建被災者毎に公平な消費税の免税・軽減は困難である。

コ) 上記の考えに対する反論

i) 消費税法は国民から広く薄く税負担を求める徴税システムである。直接税の如く税の負担者との直接的な関係がなくとも、実質的な負担は財・サービスの最終購入者であることは間違いない。

ii) 徴収の方法は、直接税・間接税のいかに拘わらず国家の歳入を確保することには変わらない。課税技術上の詭弁として消費税を定めているに過ぎない。税法の条文からだけでなく、税法条文の根本理念を理解し、原告との関係は大いにある。

iii) 財・サービスの対価であるといえども、原告は購入対価の中に5%の価格上乗せがあることは充分認識している。購入先の業者との値段交渉においてははっきり明示されている。

iv) 国家は国民との合意の上に、公平で納得できる税法の制定に努めなければならない。災害減免法を制定しているのが、災害被災者の復興に妨げにならない趣旨ならば、消費税の免除は当然入る項目である。消費税の制定が平成元年でまだ新しく、昭和24年に制定した災害減免法に加えてほしい。

v) 消費税法に非課税の規定がある。社会的政策措置としての、医療・学校・居住用の家賃などの消費・サービスには消費税が免除されている。また課税売上が1000万円以下の非課税事業者が消費税を免税されている。均衡を欠いている。

vi) 課税技術の問題点

被災者への免税は、復旧住宅関連に限定。被災者本人の再建取得となった段階での、被災証明、住宅関連消費税の支払証明となる領収書を添え還付請求する。現行の帳簿課税方式における、非課税規定の税額算定方式があるが、流通段階における被災者取得の仕入税額控除等の計算は困難が伴う。流通業者である住宅業者とは、関係なく被災者と国税局と

の直接の還付請求で簡単に出来る。

6 災害減免法その他災害税制などに関する改正

(A) 災害減免法の定める内容

「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」——災害時における被災損失部分に相当する税の軽減・免除として災害減免法が制定されている。

ア) 所得税の減免 (法2)

災害により住宅・家財の損害による減免。後で所得税法の雑損控除との比較で詳解する。

イ) 給与所得者の徴収猶予、還付 (法3②)

被災者給与所得の源泉徴収の猶予、及び還付。

被災損失がある給与所得者は、被災後の給与所得について源泉所得税の源泉徴収の猶予、またはその年の1月1日から災害のあった日の前日までに徴収された税額を還付する。

ウ) 報酬・料金の徴収猶予 (法3③)

被災者報酬料金の源泉徴収の猶予。

被災損失がある報酬・料金の支払を受ける者は、被災後の報酬・料金について源泉所得税の源泉徴収の猶予、また特定の者は、災害のあった年またはその翌年から3年以内の各年の報酬・料金について源泉所得税の源泉徴収の猶予をする。

エ) 相続税、贈与税の免除 (法4)

相続・贈与財産取得者の被災財産の税免除。

申告の提出期限後に甚大な被害を受けた者は、被害のあった日後納付すべき相続税・贈与税の額のうち被害を受けた部分の額を免除する。

オ) 相続税の課税標準の特例 (法6)

相続・贈与財産取得者の被災財産の課税標準特例。

申告の提出期限前に甚大な被害を受けた者の納付すべき相続税・贈与税の額は、被害を受けた部分の価格を控除して計算する。

カ) 酒税・たばこ税等の控除 (法7)

販売業者の被災資産の酒税等の還付・控除。

酒・たばこ等の製造者・販売業者が所持するこれらの物で酒税・たばこ税等を課せられたものが災害により減失等したときは、これらの税額がその者が災害の日以後納める税額から控除される。

キ) 自動車重量税の還付 (法8)

自動車販売業者等が使用者のために自動車検査書の交付を受ける目的で保管している自動車のうち、被災した自動車が走行の用に供されず、使用が廃止されたものについては、納付された自動車重量税が還付される。

以上簡潔に現法の災害減免法の内容を紹介したが、昭和24年施行の法律で、大規模災害があるたびに一部の見直し程度で行なわれてきた。消費税法が施行された平成元年以降の大規模災害は、阪神淡路大震災が初めての経験であり、今後は時代にあった災害減免の法律改正などが必要となってくる。

(B) 災害減免法第2条の削除

災害減免法の減免税額と所得税法の雑損控除について現在国税局ホームページに掲載されている被災者向けの説明(原文のまま)を詳解する。

●地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	① 所得税法(雑損控除)	② 災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失に限られます。	
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。 (たな卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。	
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	控除額は次の<イ>と<ロ>のうちいずれか多い方の金額です。 <イ> 差引損失額-所得金額の10分の1 ※差引損失額=損害金額-保険金などによって補てんされる金額 <ロ> 差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円 ※災害関連支出=災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や霰雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用など	その年の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
		750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等に関してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。 ●損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限りま。 ●「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。 	

注:生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりません。その年か翌年に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

〈平成19年分による比較例〉

所得600万円、夫婦子供2人(子供のうち1人が16~22歳)の場合で災害による損害がないときの所得税が27万2,500円とした場合、所得税額は右の表のように軽減されます。損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円、300万円の場合は所得税法の雑損控除を受けた方が有利になります。

注1:災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除5万円として計算しました。
注2:損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

損害額	雑損控除適用による 所得税額	災害減免法適用による 所得税額
100万円	212,500円	136,200円
200万円	112,500円	
300万円	55,000円	

国税庁ホームページにおける災害減免法と所得税法の比較表

出典: 国税庁パンフレット「暮らしの税情報」(平成20年度版) — 「災害等にあったとき」、2008年

この国税局ホームページの被災者向けの説明はふさわしくない。

- i) モデルケースでは、「損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になります」とある。しかしこの世帯の場合は住宅・家財の1世帯当たり価値総計の2分の1以上の損害額が100万円ということはない。給与収入800万円、4人家族での住宅・家財の価値総計が200万円以下は、実情に合っていないのでモデルケースとしては不適切。
- ii) 所得税のみの有利・不利の算定ではなく地方税の雑損控除による減額を合わせて算定の必要がある。地方住民税の税率が平成19年

度からアップ(所得税から地方税への税源委譲により、200万円以下の課税所得者に対し5%から10%へアップ)していることを考慮し、所得税プラス地方税の合計額で有利・不利の広報にして欲しい。国の財務省(国税を担当)と総務省(地方税を担当)の縦割り行政の弊害が表れている。被災者への国税局ホームページは訂正すべきである。

以上説明した如く、災害減免法による所得税減免措置が、雑損控除の所得税減免措置より不利な状況であることが立証できたので、法律の存在価値がない。この条文の削除と共にこの条文に関連するその他の関連条文を削除。災害減免の基本は所得税法の雑損控除で一本化。

すると、被災10月の場合は12万円、被災翌年2月の場合は24万円、被災翌年4月の場合は33万円、既に納付済みの地方住民税の還付を受けることになる。

ウ) 所得控除額（特に人的控除）を、国税の所得税と同額に改正

扶養控除・障害者控除・基礎控除など所得税と地方住民税に金額差異がある。例えば扶養控除1人当たり所得税38万円、地方住民税33万円と5万円の差異がある。国税・地方税の課税所得の単一化を図り納税者にわかりやすくする。

(G) 被災者再建住宅家財に係る消費税の免除

消費税法の段階式課税による最終消費者に負担させる現行の法律では、最終消費者となる被災者は、法律上の納税義務者ではない。裁判の法律解釈も被災者の最終消費者は訴えるところがなく、門前払いである。

消費税は所得税・地方住民税などの納税者以外でも納税することになる。納税負担者が広く、年金生活者などの社会弱者にも負担が重くのしかかる。被災者再建住宅家財に係る消費税は復興にとり非常に痛手となる。

裁判の法律解釈が不可能ならば、被災者の消費税免除規定を設ければ良い。昭和24年施行立法の災害減免法の見直しに条文規定をいれる。内容は被災者再建住宅家財の消費税を負担した場合は、直接住所管轄地の税務署に還付請求をする。税の仕組みで納税者以外の者が還付を受けるのは画期的なことであるが、被災者の特別救援措置として認められるのではないだろうか。

多段階の徴収システムの消費税であるが、被災者再建住宅家財について流通段階の免除規定が複雑困難で混乱を生じると国家が判断するならば、納税者しか還付請求を認めない税の現法律仕組みを、流通段階の納税者を徴収とは逆の還付適及があったものとみなす規定を使えば良い。

ア) 還付対象となる被災者

市町村の被災の認定を受けた者で、再建住宅家財に係る消費税を納付した者。

イ) 再建住宅家財に係る消費税

生活に通常必要なもので、被災後において消

費税を負担し、その負担した消費税を証明する領収書等を提出する。

ウ) 還付請求

被災者の住所地を管轄する税務署へ還付請求をする。

7 地震対策の現行税法について

昨今の地震に対する意識の高まりの状況を踏まえ、建物の耐震率向上を目標に、また被災者生活支援の促進として、地震保険の拡充を諮る税制が導入されている。

(A) 既存住宅の耐震改修に係る所得税額の特別控除

災害に強い国造りとしての政策を進める。古い耐震基準による中古住宅は非常に多く、耐震改修が急がれる。しかし耐震改修費用との関係で、これら寿命による建替との経済計算上の優位性が少なく、あまり進んでいない。現行の法律は昭和56年5月31日以前に建築された家屋で、現行の耐震基準を満たすための改修工事をした場合は耐震改修費用の10%（最高20万円）を所得税額から控除できる。地方団体からの補助金も合わせインセンティブを与えるために、所得税の税額控除拡大を諮るべきである。

(B) 地震保険料控除

保険料最高5万円（住民税は2万5千円）の所得控除の金額上限を撤廃。保険料の全額を控除（地方住民税も全額控除）。

新潟地震時に法律が制定され、国民全員の強制保険を目指すも普及率20～30%の加入率では心もとない。兵庫県の共済保険の導入を突破に、全国都道府県の共通保険を目指すべきであり、広域・加入率アップにより、保険料が安くなることが望ましい。

8 災害義援金の寄付金

現行の所得控除から税額控除へ、被災者に対する援助を推進できないか？

現状 所得控除の金額 = {寄付金額（その年度の総所得金額の30%を限度） - 5千円}

改正 政党などに対して寄付をした場合の所得税額の特別控除と同じく

税額控除の金額 = {寄付金額（その年度の総所得金額の30%を限度） - 5千円} × 30%

控除限度は、その年分の所得税額 × 25%

9 最後に

(A) 大災害時の国家の役割

ア) 国は国民の生命と財産を守る義務がある

憲法で明文化されている。そのために国民は法治国家の一員として、権利義務を課せられている。その最大の約束事として、国は国民の生命と財産を守る義務がある、一方国民は納税義務を果たさなければならない。

災害被災者への個人財産の補償は、当然の事ながら国家の責任である。住宅の所有者は住宅の取得・保有に関し特別の税金を払っている。税金の内容は、取得に関しては登録免許税・消費税・不動産取得税、保有に関しては固定資産税がある。

イ) 援助するための国家財政を健全化しなければならない

財政支出の効率化をすすめ、国・地方団体の不正・無駄な支出をなくし、それでも不足する歳入は国民の納得する税金徴収をする義務がある。現状の国・地方団体合わせ1000兆円の借金状態であれば、都市型の大災害が発生しても国は個人財産の補償は出来ない。

将来の国家財政のあり方を、真剣に考えるリーダーが欠けており、国は明らかに義務を放棄している。

ウ) 金がないならば、現在出来る次善の策を取る

災害の防止、被災者への災害援助法の充実、税の減免措置の充実が急がれる。少なくとも被災者が弱者とならない措置を講ずることが重要。

(B) 災害に強い国造りの提言

国民の災害に対する認識を高め、「災害時に国家は何をしてくれるのではなく、国民はいかに対処すべきかを」知るべきであろう。日頃からの防災の訓練、知識の習得。耐震構造住宅の推進、災害保険の充実などが求められる。

(C) 税制の被災者に対する税の援助

国家のなすべき被災者支援がない。「住宅再建は自己責任」である限り、税法の災害に対する考えは、阪神淡路大震災での拙速な応急措置的な対応では駄目である。阪神・淡路大震災後の税による被災者支援などの検証・復習による、改善策が無いままに、次の災害に対応しようとしている。

特に都市型大災害に対する税の軽減免除税制は、緊急を要する。阪神淡路大震災は、特例法（阪神淡路大震災だけに適用）により対応したが恒久法ではない。特例法の中には今後の援助税制としての参考になることが多く、現行の災害減免法の見直しに役立てて欲しい。さらに被災者への税の支援として、次の2つの根本理念を入れて欲しい。

ア) 災害被災者の損害を回復する復興には税を課さない

i) 災害被災者の損害を所得税にて免除する。まさに雑損控除の適用であるが、雑損控除額が所得金額の10%の足切り。繰越控除の社会保険料・人的控除の所得控除が繰り越せない。この問題は被災者以外との税の不公平感を感じる。なぜならば、被災者損害額の全額を免税していない（所得控除の減額により、間接的に被害損害額が削られている）ことになる。それに対し被災者以外は所得控除の全額を享受しているからである。

ii) 雑損控除の繰戻し制度の主張は、税金の免除ではなく単なる税金に相当する資金の援助に過ぎない。繰戻しを受けた被災者は、次の年度は繰越控除がないので課税所得のある被

表 9

		金額単位=万円			
	前々年繰戻し	前年繰戻し	被災年	被災翌年	被災翌々年
繰戻なし			0	0	納付 20
繰戻あり	還付 47	還付 67	0	納付 67	納付 67

災者は納税が必要である。国家は税収の減とはならない。〔表6〕の繰戻しを例に説明すると、被災年前後5年間の納税額は同じ20万円になる〔表9〕。

iii) 生活復興の基本となる住宅再建に消費税を免除。

イ) 国・地方公共団体などの、税金に関する被災

者援助の広報活動の充実

税そのものが複雑で、難しい。被災後の生活は心身ともに疲弊している。早い復興を願わずにいられない。国税局・地方公共団体が的確な広報を通じて被災者の混乱を出来るだけ取り除かなくては。

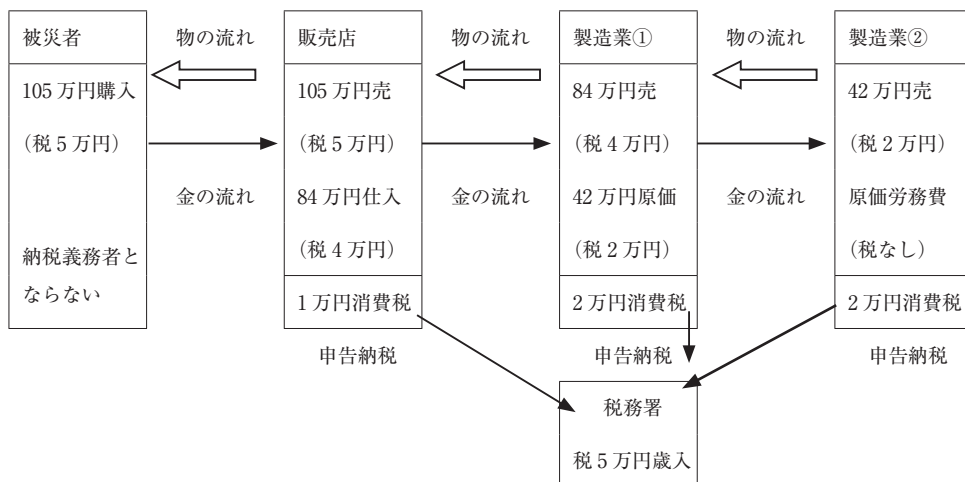


図 1

注

1) 被災者が家財を100万円購入の課税関係は図1の通り。被災者は最終の納税者でありながら、納税義務者にならないので不服申立ての当事者になれない。

文献

国税庁パンフレット「暮らしの税情報」(平成20年度版) — 「災害等があったとき」、2008年。
 (http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/h19/pdf/d-4.pdf, 2008年12月19日閲覧)

